

特別養護老人ホーム恒幸園 (指定短期入所生活介護)

運 営 規 程

社会福祉法人 恒徳会

第1条 (目的)

この規程は、社会福祉法人 恒徳会が、介護保険法による指定短期入所生活介護事業を実施するにあたり必要とする事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条 (運営方針)

要介護者等の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム 恒幸園
- (2) 所在地 茨城県筑西市向川澄98番地1

第4条 (従業者の職種、員数及び勤務内容)

事業に従事する従業者は、特別養護老人ホームの従業者と兼務するものとし、職種、員数及び勤務内容は次のとおりとする。

- 1 管 理 者 (施設長) 1人 (特別養護老人ホーム恒幸園と兼務)
職員を指揮監督し、事業実施の管理及び運営にあたる。
- 2 医 師 (非常勤) 1人 (兼務)
- 3 生活相談員 1人 (兼務)
利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行なう。
- 4 介護支援専門員 1人 (兼務)
施設サービス計画の作成等を行なう。
- 5 看護職員 3人 (兼務)
利用者の保健衛生並びに看護業務を行なう。
- 6 介護職員 32人 (兼務)
利用者の介護・介助にあたる。

- 7 機能訓練指導員 1人（兼務）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行なう。
- 8 管理栄養士 1人（兼務）
利用者の食事管理及び献立の作成、その他給食全般に関すること。
- 9 事務員 2人（兼務）
必要な事務を行なう。

第5条（利用定員）

利用定員は13名とする。ただし、定員には介護予防短期入所生活介護利用者を含む事とする。

2 ユニット数及びユニットごとの利用定員は次の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|-----------------|----------|
| (1) ユニット数 | 2ユニット |
| (2) ユニットごとの利用定員 | 8名 1ユニット |
| | 5名 1ユニット |

第6条（短期入所生活介護の内容）

指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 栄養並びに利用者の心身状況を及び嗜好に考慮した食事の提供。
- ② 入浴サービス。
- ③ 排泄の自立について必要な援助。
- ④ 離床・着替え・整容その他日常生活の上の世話。
- ⑤ 日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練。
- ⑥ 常に利用者の健康状態に注意するとともに、健康維持のための適切な措置。
- ⑦ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助。
- ⑧ 利用者の過去の生活習慣や環境が継続できるような援助。
- ⑨ 小規模単位の生活空間を活かした個別の援助。
- ⑩ 指定短期入所生活介護事業を利用する場合の送迎は、利用者側で行うこととする。ただし、申し出があった場合は、施設側が行うことができることとする。

第7条（利用料の受領）

指定短期入所生活介護を利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に基づき1割・2割・3割の額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不

合理的な差額が生じないようにするものとする。

- 3 前1項のほか、居住費としてユニット型指定介護老人福祉施設がユニット型短期入所生活介護の提供を行うことに伴う費用として、厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。

居住費として 6,3000円/月

- 4 前2項のほか、次に掲げる介護保険の給付対象とならないサービスについて、費用を徴収するものとする。費用を徴収するものとする。

- (1) 次条に定める通常の事業の実施地域範囲以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎の費用

1回につき	送迎距離	片道	1km以上	10km未満	440円
〃	〃	〃	10km以上	1km増すごとに	37円加算

- (2) 食事代 朝食：470円 昼食：750円 夕食：680円

- (3) 理美容代 実費

- (4) 貴重品の管理（預貯金通帳・印鑑・証書等）費用 および、施設の指定する金融機関に預け入れている預金の出納サービス費用として、3,000円/月

- (5) 買物代行 1回につき 300円/回

- (6) 買物付添 30分 700円(2時間まで)

*上記に係る希望外出企画料金として別途 1回につき500円かかります。

- (7) 協力病院以外の通院 遠方の場合につき、付き添いに係る費用をいただきます。

- (8) 趣味的活動や行事等にもなう費用 実費

- (9) 前号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められるもの。

- 5 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第8条（通常の送迎の実施地域）

通常の送迎の実施地域は、筑西市、桜川市、結城市とする。

第9条（利用申込）

指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、この運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明

を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

新たに利用する利用者については、心身の状況、個性、境遇、経歴、趣味、嗜好その他の身上調査及び健康審査を行い、これを記録保存しておくものとする。

第10条（身元引受人）

利用が決定したものは、入所の際、成年者で独立の生計を営むものを身元引受人に定め、別に定める契約書により、利用者と連名で管理者と契約を締結するものとする。

第11条（利用者の心得）

利用者は相愛互助の精神を持って、社会的規範を守り自らも健全な共同生活の運営に努めるとともに、恒幸園の諸規定を守り、職員の好意的指導に従い、自らの生活及び機能の向上を図るものとする。

第12条（禁止行為）

利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
 - (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
 - (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与えこれを持ち出すこと。
- 2 管理者は、利用者が前項の規定に違反し、職員の注意にも従わない場合には利用契約を解除し、退所を求めることができる。

第13条（非常災害対策）

短期入所生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。又、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、非難等の指揮をとるものとする。

- 2 非常災害に備え、少なくとも6ヶ月に1回は避難、救出その他必要な訓練等を行なうものとする。
- 3 前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第14条（業務継続計画の策定等）

施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供を継続するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため

の計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第15条（虐待防止のための措置）

特別養護老人ホーム恒幸園は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催するとともにその結果について、職員周知徹底を図る。
- （2）虐待防止のための指針を整備する。
- （3）職員に対し、虐待防止のための研修を定期的開催するために研修計画を定める。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第15条（身体拘束の禁止）

特別養護老人ホーム恒幸園は、サービス提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等のその他の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

- 2 施設は身体的拘束等の適正化を図るために次に掲げる措置を講じる。
 - （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他関係する職員に周知徹底を図る。
 - （2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - （3）介護職員その他関係する職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第16条（緊急時における対応方）

利用者の病状に急変が生じた場合は、速やかに嘱託医師に連絡をとり、指示を得て対処するものとする。

第17条（事故発生時の対応）

利用者に対する介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やか

に市町村、当該利用者の家族に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって対応し、損害賠償を行なうものとする。

第18条（居宅サービス計画に沿ったサービス提供）

居宅サービス計画が作成されている利用者については、当該計画に沿った生活介護を提供するものとする。

第19条（サービス提供の記録）

短期入所生活介護を提供した際には、提供日及び内容等必要事項を利用者の居宅サービス計画を記録した書面又はこれに準じる書面に記載しなければならない。

第20条（利用者に関する市町村への通知）

利用者が、正当な理由なく短期入所生活介護の利用に関する指示に従わずに要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたときは、市町村に対して通知するものとする。

第21条（苦情処理）

利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供したサービスに関して、市町村が行なう文書などの提出や提示の求め又は当該市町村からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行なう調査にも協力するものとする。市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行なうものとする。
- 3 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行なう調査に協力するものとする。又、自ら提供した施設介護サービスに関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。

第22条（衛生管理）

施設において使用する備品等を清潔に保持し、常に衛生管理に十分留意するとともに、医薬品・医療器具の管理を適切に行うものとする。

- 2 感染症の発生、蔓延を防ぐために必要な措置を講じるものとする。

第23条（その他運営についての留意事項）

事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な

記録、帳簿を整備し、その完結の日から5年間保存する。

第24条

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

(付 則)

この規程は、平成15年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成17年 3月28日より施行する。

この規程は、平成17年10月 1日より施行する。

この規程は、平成18年 2月 1日より施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成18年10月 1日より施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 3年 3月 1日より施行する。

この規程は、令和 3年 8月 1日より施行する。

この規程は、令和 4年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日より施行する。